

春日部市市営住宅条例の一部を改正する条例

春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第6条の2 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第30条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者（前条第1項第6号に該当しない者を除く。）は、市営住宅に入居することができる者とする。</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第6条の2 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第21条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者（前条第1項第6号に該当しない者を除く。）は、市営住宅に入居することができる者とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。